

第119期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

開催場所

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
当行本店7階講堂

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使していただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討いただければ幸いです。

株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応についての詳細は、同封のご案内および当行ホームページをご確認ください。

今後の状況により、株主総会の運営に変更等が生じる場合には、当行ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

(当行ホームページ) <https://www.yamanashibank.co.jp/>

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産は、昨年より取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

 **山梨中央銀行**
THE YAMANASHI CHUO BANK

証券コード：8360

目次

第119期定時株主総会招集ご通知	1
電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役9名選任の件	8
添付書類	
第119期事業報告	17
計算書類	37
監査報告書	39
連結計算書類	42
連結計算書類に係る監査報告書	44
株主総会会場ご案内図	

2022年6月2日

株 主 各 位

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

株式会社 **山梨中央銀行**

代表取締役頭取 関 光 良

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第119期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を事前に行使していただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討いただければ幸いです。

議決権の事前の行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号 当行本店7階講堂
 3. 目的事項
- 報告事項**
1. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件

4. 議決権行使について

株主総会ご出席による 議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2022年6月24日(金)
午前10時

郵送による議決権行使 の場合



同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限
2022年6月23日(木)
午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット等） による議決権行使の場合



議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2022年6月23日(木)
午後5時まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。

重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

また、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以上

◎ インターネット開示事項について

次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.yamanashibank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本「招集ご通知」には記載していません。

① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

なお、本「招集ご通知」記載のものほか、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した書類には上記①～③、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した書類には上記②③が含まれております。

インターネット開示事項の郵送をご希望の株主さまは、総務部総務課にて承りますので、当行本店代表電話(055-233-2111)までお問い合わせください。また、当日受付に備え置きもいたしますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

◎ 株主総会参考書類および添付書類の修正について

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ホームページ (<https://www.yamanashibank.co.jp/>)に掲載させていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご使用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）

電磁的方法（インターネット等）による
議決権行使期限

2022年6月23日（木）午後5時まで

! ご注意事項

- 議決権行使書面とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、内容および到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたしますのでご了承ください。
- インターネット等による議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、パソコン、スマートフォンにより重複して議決権行使をなされた場合も、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通話料等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、ヘルプデスクにお問い合わせください。

議決権行使サイトの操作方法等に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間：9：00～21：00

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまにおかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネット等による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 議決権行使書用紙右側に記載のQRコードを読み取ってください。



お手持ちのスマートフォンにて、「議決権行使書」右側に表示されている「ログイン用QRコード」を読み取り、サイトにアクセスする。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

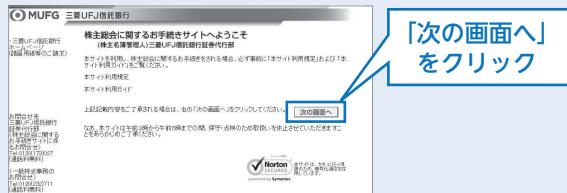
「スマートフォンを使用してQRコードを読み取る方法」での議決権行使は1回に限り可能です。

「スマートフォンを使用してQRコードを読み取る方法」による議決権行使後に行使内容を変更される場合には、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」で修正いただけますようお願い申し上げます。

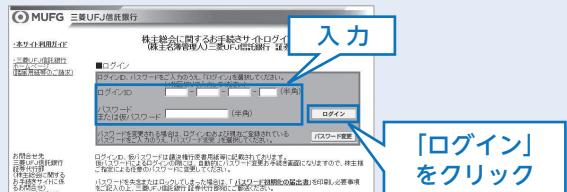
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

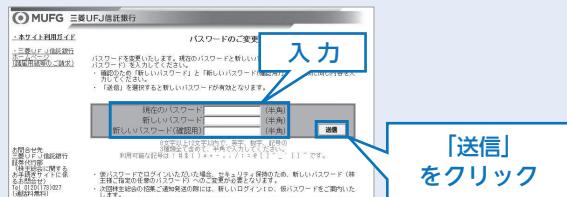
1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙右側に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を維持するため適正な内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、株主の皆さまへの利益還元を図るため、1株につき22円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき17円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ5円増配の1株につき40円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金22円50銭

総額 719,449,898円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	再任 進藤 中 <small>しんどう なかば</small>	取締役会長	14回/14回 (100%)
2	再任 関 光良 <small>せき みつよし</small>	取締役頭取	14回/14回 (100%)
3	再任 古屋 賀章 <small>ふる や よしあき</small>	専務取締役	13回/14回 (92%)
4	再任 田中 教彦 <small>たなか のりひこ</small>	常務取締役	14回/14回 (100%)
5	再任 古屋 文彦 <small>ふる や ふみひこ</small>	常務取締役	13回/14回 (92%)
6	再任 山寺 雅彦 <small>やまでら まさひこ</small>	常務取締役	14回/14回 (100%)
7	再任 増川 道夫 <small>ますかわ みちお</small>	社外取締役 独立役員 取締役	14回/14回 (100%)
8	再任 加野 理代 <small>かの りよ</small>	社外取締役 独立役員 取締役	14回/14回 (100%)
9	再任 市川 美季 <small>いちかわ みき</small>	社外取締役 独立役員 取締役	14回/14回 (100%)

候補者
番号

1

しん どう
進藤

なかば
中

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年4月 当行入行
1994年4月 当行営業本部法人部審査グループ主任審査役
1994年9月 当行後屋支店長
1996年7月 当行八王子支店長
1998年1月 当行本店営業部副部長兼融資課長兼外国為替課長
1999年11月 当行営業本部情報調査部長
2001年6月 当行日下部支店長
2003年6月 当行取締役人事部長
2005年6月 当行常務取締役経営企画部長
2009年6月 当行専務取締役
2011年6月 当行取締役頭取
2017年6月 当行取締役会長
現在に至る

■ 生年月日

1947年8月21日生

■ 所有する当行の株式の数
37,800株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、情報調査部門、人事部門、経営企画部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2003年6月から取締役、2011年6月から取締役頭取、2017年6月から取締役会長を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

せき
関

みつ よし
光良

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 当行入行
1998年6月 当行営業本部営業統括部営業開発グループ主任調査役
1999年6月 当行めじろ台支店長
2001年11月 当行経営企画部部長代理兼企画課長
2002年10月 当行経営企画部副部長兼企画課長
2004年8月 当行経営企画部副部長
2005年6月 当行営業本部営業統括部長
2005年7月 当行執行役員営業本部営業統括部長
2007年6月 当行取締役リスク統括部長
2008年3月 当行取締役人事部長
2009年6月 当行常務取締役経営企画部長
2011年6月 当行専務取締役
2017年6月 当行取締役頭取 監査担当
現在に至る

■ 生年月日

1953年9月19日生

■ 所有する当行の株式の数
32,300株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の営業統括部門、経営企画部門、経営管理部門、人事部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2007年6月から取締役、2017年6月から取締役頭取を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

ふるや
古屋

よしあき
賀章

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年7月	当行執行役員営業統括部長
2006年12月	当行経営企画部企画課主任調査役	2017年6月	当行執行役員真川支店長
2007年6月	当行営業統括部営業推進企画課長	2019年6月	当行執行役員東京支店長
2010年10月	当行営業統括部副部長兼営業推進企画課長	2019年6月	当行取締役東京支店長
2011年6月	当行営業統括部副部長兼営業戦略課長	2020年6月	当行常務取締役東京支店長
2014年6月	当行営業統括部副部長	2021年6月	当行専務取締役 人事・経営管理担当
2015年6月	当行営業統括部長		現在に至る

■ 生年月日

1963年12月19日生

■ 所有する当行の株式の数

15,869株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の経営企画部門、営業統括部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年6月から取締役、2021年6月から専務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4

たなか
田中

のりひこ
教彦

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2017年6月	当行取締役システム統括部長
2004年12月	当行融資審査部審査企画グループ主任調査役	2019年6月	当行常務取締役 融資審査・事務統括・システム統括・業務集中担当
2007年6月	当行融資審査部審査企画課長	2020年6月	当行常務取締役 経営企画・総務・市場国際担当
2008年8月	当行融資審査部部長代理		現在に至る
2010年4月	当行融資審査部副部長		
2012年11月	当行融資審査部副部長兼融資審査企画課長		
2014年6月	当行融資審査部副部長		
2015年6月	当行システム統括部長		
2015年7月	当行執行役員システム統括部長		

■ 生年月日

1962年10月30日生

■ 所有する当行の株式の数

13,549株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、システム統括部門に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2017年6月から取締役、2019年6月から常務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

ふるや
古屋

ふみひこ
文彦

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2009年6月 当行後屋支店長
2011年6月 当行本店営業部副部長兼融資課長
2015年6月 当行法人推進部長
2015年7月 当行執行役員法人推進部長
2017年6月 当行執行役員垂崎支店長
2019年6月 当行執行役員本店営業部長
2019年6月 当行取締役本店営業部長
2021年6月 当行常務取締役 融資審査・
事務統括・システム統括・業務
集中担当
現在に至る

■ 生年月日

1962年12月15日生

■ 所有する当行の株式の数

10,401株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の法人推進部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年6月から取締役、2021年6月から常務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

やま であら
山寺

まさひこ
雅彦

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2009年4月 当行人事部人事厚生課主任調査役
2011年6月 当行人事部人事厚生課長
2013年6月 当行人事部副部長兼人事厚生課長
2015年6月 当行城南支店長
2017年6月 当行営業統括部長
2017年7月 当行執行役員営業統括部長
2019年6月 当行取締役八王子支店長兼西東京
コンサルティング営業部長
2020年6月 当行取締役八王子支店長
2021年6月 当行常務取締役 営業統括・営業
推進企画・コンサルティング営業
・西東京コンサルティング営業
担当
現在に至る

■ 生年月日

1963年12月26日生

■ 所有する当行の株式の数

15,100株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の人事部門、営業統括部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年6月から取締役、2021年6月から常務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。



■ 生年月日

1952年9月16日生

■ 所有する当行の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 日本銀行入行
 1999年11月 同行甲府支店長
 2006年8月 同行金融機構局審議役
 2008年5月 同行文書局長
 2009年4月 同行監事
 2013年6月 一般社団法人C R D協会代表理事
 2014年5月 DCMホールディングス株式会社
 取締役（社外取締役）
 現在に至る

2014年6月 一般社団法人C R D協会代表理事
 会長
 現在に至る
 2015年2月 金谷ホテル株式会社取締役（社外
 取締役）
 2015年6月 当行取締役（社外取締役）
 現在に至る
 （重要な兼職の状況）
 一般社団法人C R D協会代表理事会長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、日本銀行の支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性および豊富な知識と実務経験に基づく視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2015年6月から社外取締役に務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

**■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

- | | | | |
|---------|---|---------|--|
| 1993年4月 | 弁護士登録（第一東京弁護士会会員）
田辺総合法律事務所入所
現在に至る | 2017年2月 | 厚生労働省援護審査会委員
現在に至る |
| 2014年4月 | 日本中央競馬会入札監視委員会委員
現在に至る | 2019年6月 | KDDI株式会社取締役（社外取締役）
現在に至る |
| 2014年8月 | 内閣府障害者政策委員会委員
現在に至る | 2021年4月 | 国立研究開発法人国立がん研究センターがんゲノム情報管理センター情報利活用審査会委員
現在に至る |
| 2015年6月 | 当行取締役（社外取締役）
現在に至る | | |

〔重要な兼職の状況〕

—

■ 生年月日

1966年5月11日生

■ 所有する当行の株式の数

1,100株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、弁護士としての専門的知識および豊富な経験を活かした視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2015年6月から社外取締役を務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 生年月日

1959年9月29日生

■ 所有する当行の株式の数

400株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 山梨県庁入庁
 2014年4月 同庁企画県民部県民生活男女参画課長
 2016年4月 同庁森林環境部森林環境総務課長
 2017年4月 同庁観光部次長
 2018年4月 同庁エネルギー局長（企業局長併任）
 2020年6月 当行取締役（社外取締役）
 現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

—

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、地方行政に関する豊富な経験および山梨県の幹部職員として培われた幅広い知見に基づく視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2020年6月から社外取締役を務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

(注) 1. 各取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役としての独立性について

(1) 取締役候補者 増川道夫氏とは通常の預金取引があります。また、当行は、同氏が代表理事会長を務める一般社団法人CRD協会に対し、年会費等を年間3百万円程度支払っておりますが、当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に定める多額の取引には該当いたしません。

加野理代氏および市川美季氏とは通常の預金取引があります。

(2) 上記(1)以外の事項は、本招集ご通知33頁～34頁、事業報告「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。

3. 当行は、増川道夫氏、加野理代氏および市川美季氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負う契約を締結しておりますが、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

4. 当行は、当行、取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、管理職従業員を被保険者として、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2022年9月更新の予定であります。

本議案でお諮りする取締役候補者のうち再任の候補者については、当該保険契約の被保険者であり、再任後も引き続き被保険者となります。

(1) 填補対象および免責事由

被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重大過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

(2) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は、全額当行が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(ご参考)

<社外役員の独立性に関する判断基準>

当行の社外取締役または社外監査役(以下、併せて「社外役員」という)が次の各項目の要件全てに該当しない場合、当該社外役員は当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額(※1)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)
- (4) 当行の主要株主(※2)またはその業務執行者
- (5) 最近(※3)において上記(1)から(4)に該当していた者
- (6) 次のA. からD. に掲げる者(重要(※4)でない者を除く)の近親者(※5)
 - A. 上記(1)から(5)に該当する者
 - B. 当行のグループ会社の業務執行者
 - C. 当行のグループ会社の業務執行者でない取締役
 - D. 最近においてB.、C. または当行の業務執行者もしくは業務執行者でない取締役に該当していた者

※1. 「多額」：過去3年平均で、年間10百万円を超える金額をいう。

※2. 「主要株主」：当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

※3. 「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう。

※4. 「重要」：業務執行者については役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所に所属する者については公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

※5. 「近親者」：二親等以内の親族をいう。

【ご参考】株主総会後の取締役会構成メンバーのスキル・マトリックス

(注) 第3号議案「取締役9名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合の当行取締役会構成メンバーのスキル・マトリックスは、次のとおりとなります。

社内役員		企業経営	地方創生	人事・人材開発・ダイバーシティ	法務・リスク管理	財務・会計	DX・システム	営業・コンサル	企業審査・調査	市場運用
取締役	進藤 中	●	●	●		●		●	●	●
	関 光良	●	●	●	●	●	●	●		●
	古屋 賀章	●	●	●	●			●		
	田中 教彦	●			●	●	●		●	●
	古屋 文彦	●					●	●	●	
	山寺 雅彦	●	●	●				●		
監査役	小俣 晃	●	●	●	●		●	●		
	浅井 仁広	●			●	●				●

社外役員		企業経営	地方創生	人事・人材開発・ダイバーシティ	法務・リスク管理	財務・会計	金融実務
取締役	増川 道夫	●					●
	加野 理代				●		
	市川 美季		●	●			
監査役	堀内 光一郎	●	●				
	永原 義之	●					●
	水谷 美奈子					●	

※上記の一覧表は、各氏が有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

以 上

第119期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、山梨県及び西東京地区を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、国債等公共債・投資信託・保険の窓口販売業務及び各種コンサルティング業務などを行い、地域の皆さまに多様な金融商品・サービスを提供しています。

② 金融経済環境

2021年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により経済活動の制限と緩和が交互に繰り返されるなか、緩やかな持ち直し基調で推移しました。しかし、年度後半には、半導体などの供給不足や同感染症の変異株拡大により、生産や個人消費などで弱い動きがみられました。また、ロシアのウクライナ侵攻を受けて原油などの資源価格が大幅に上昇するなど、先行きへの警戒感も強まりました。

山梨県経済は、個人消費や観光関連が同感染症の影響で一進一退となりましたが、半導体製造装置や工作機械、各種電子部品など機械工業を中心に生産が増勢を維持したほか、設備投資も持ち直し傾向で推移するなど、全体としては緩やかな回復基調を辿りました。

金融面では、為替相場は110円前後で安定的に推移しましたが、年度後半には米国の長期金利上昇や原油価格上昇などから円安が進みました。日経平均株価は好調な企業業績を背景に堅調に推移しましたが、年度後半は変異株の拡大やウクライナ情勢への懸念などから一時は2万4千円台にまで落ち込むなど、値動きの大きい展開となりました。

③ 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のなか、中期経営計画「Value+ (バリュープラス) 2022」(2019年4月～2022年3月)の最終年度にあたり、次のような施策を積極的に展開しました。



(静岡・山梨アライアンス)

2020年10月にスタートした「静岡・山梨アライアンス」は、静岡ティーエム証券との銀証連携や法人ファイナンス分野での協働をはじめ、お客さまの販路拡大を目的とした商談会の共同開催など、さまざまな施策が実現しています。

今後も両行の経営の独立性及び固有の企業ブランド・顧客基盤を維持するなか、それぞれの地域における使命を果たしていくため、お互いのノウハウや経営リソースを相互に活用することで、地域とともに持続的な成長を実現していきます。

【アライアンスで目指す姿】

「いかなる経営環境にあっても、地域とともに持続的な成長を実現できるビジネスモデルを構築する」

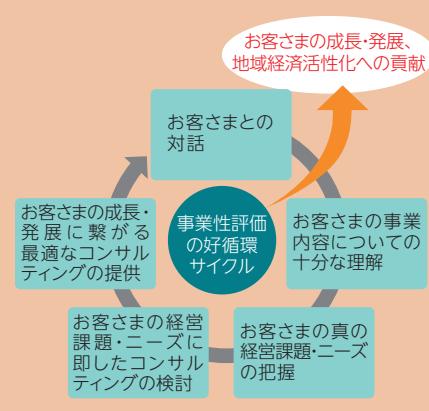


(法人・個人事業主のお客さまへのコンサルティング提供)

当行グループの知見・ネットワークを活かし、さまざまなライフステージ（創業期、成長期、安定期、再生期）のお客さまに対して、各種コンサルティング（事業承継、M&A、公的支援策活用、SDGs、ICT・DX、事業計画策定、人材紹介、医療、起業・創業、海外ビジネス展開、地域産業支援、人事評価制度構築、BCP策定、不動産など）を行いました。

併せて、お客さまの高度化・多様化するニーズにも対応し、プロジェクトファイナンスやLBOローンなど、様々な金融手法を組み合わせた貸出業務の取扱いを強化しました。また、お客さまのサステナブル（持続可能）な成長を支援することで、地域の発展に努めました。

【コンサルティング営業のあるべき姿】



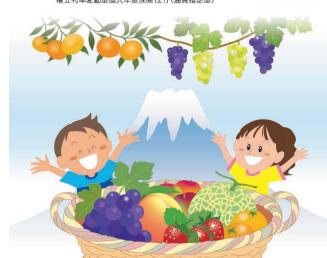
(個人のお客さまへのコンサルティング提供)

「フィデューシャリー・デューティー基本方針」（お客さま本位の業務運営に関する基本方針）に基づき、お客さまのライフプランに応じた資産運用や相続相談などのコンサルティング提供、各種セミナーによる情報提供等に取り組みました。

お客さまの資産運用ニーズに対しては、銀証連携により新たな資産運用手段をご提案しました。また、保障ニーズに対しては、お客さまの多様化するニーズにお応えすべく、新商品の開発に取り組み、「プレミアムハーベスト」の販売を開始しました。

一方、お客さまの幅広い資金ニーズに対しては、住宅ローンの金利引下げプランやマイカーローン・教育ローンなど各種ローンのキャンペーンを実施しました。

プレミアムハーベスト 
獨立利率変動型個人年金保険(21) (満期固定型)



(サステナビリティ経営への取組み)

持続的な地域社会の実現と継続的な企業価値向上を実現するため、サステナビリティ経営の高度化に取り組みました。その一環として、当行が取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

また、SDGs/ESGに関する投融資への具体的な取組方針を定めた「山梨中央銀行グループ投融資ポリシー」を制定するとともに、SDGsの目標達成に向けて地域社会の持続的発展を実現するため、サステナブルファイナンス目標とCO₂排出量削減目標を設定しました。

お客さまに向けた取組みとして、サステナビリティ経営をサポートし、お客さまの企業価値向上と持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、山梨中銀「サステナビリティ・リンク・ローン」の取扱いを開始しました。このほか、「山梨中銀SDGs応援ローン」、「山梨中銀SDGs私募債」、「山梨中銀SDGsファンド」を提供することで、お客さまの多様な資金調達ニーズにお応えするとともに、地域全体での「SDGs」達成に向けた「持続可能な地域社会づくり」に積極的に取り組みました。

さらに、バレーボール教室の開催、ヴァンフォーレ甲府や山梨ウィーンビーズの支援などの地域スポーツ振興、金融資料館での企画展開催などの地域文化振興、「里地里山保全・再生事業」などの環境保全活動を行いました。

(店舗)

人口動態や取引実態に合わせた効率的な店舗網構築への取組みとして、南部支店を南部町役場南部分庁舎内へ移転し、行政庁舎内での営業を開始しました。また、静岡銀行との「海外ビジネスサポート業務に関する協定」に基づく静岡銀行香港支店への行員派遣に伴い、山梨中央銀行香港駐在員事務所を閉鎖いたしました。この結果、期末現在の営業所数は90本・支店（インターネット支店を含む）、2出張所となりました。

このような取組みの結果、当年度におきましては、次のような成果を収めることができました。



(預金等)

個人・法人預金の増加により、期中に704億円増加し、期末残高は3兆4,605億円となりました。また、譲渡性預金を含めた総預金は期中に698億円増加し、期末残高は3兆5,171億円となりました。国債及び投資信託の窓口販売残高の合計は期中に248億円増加し、期末残高は1,627億円となりました。

(貸出金)

中小企業向け貸出や個人ローンの増加により、期中に620億円増加し、期末残高は2兆545億円となりました。

(有価証券)

地方債や外国証券の増加などにより、期中に1,014億円増加し、期末残高は1兆4,131億円となりました。

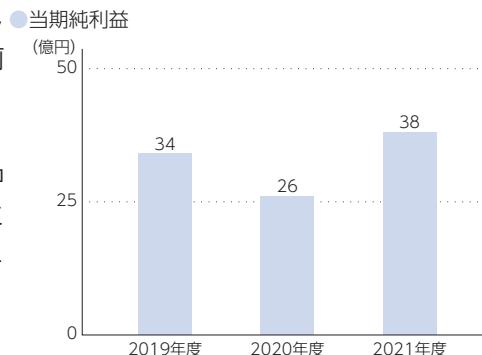
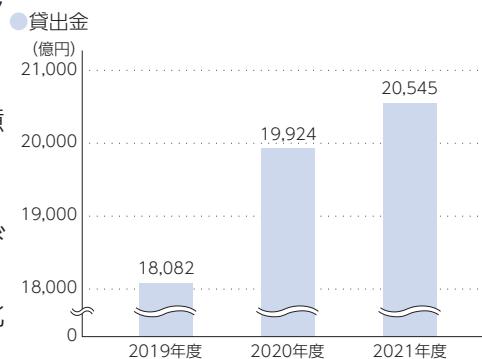
(損益)

有価証券関係損益は減少しましたが、貸出金利息及び役務取引等収益の増加などにより、経常利益は前期比3億43百万円増加し57億31百万円、当期純利益は前期比11億54百万円増加し38億10百万円となりました。

また、連結の経常利益は前期比3億94百万円増加し66億24百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11億50百万円増加し42億41百万円となりました。

(資本政策)

株主還元に関する基本方針に基づき、当事業年度の間配当は1株当たり17円50銭としました。期末配当につきましては1株当たり22円50銭とする予定です。これにより、当期の年間配当は昨年度から5円増配し、1株当たり40円、配当性向は33.54%となる予定です。



④ 当行が対処すべき課題

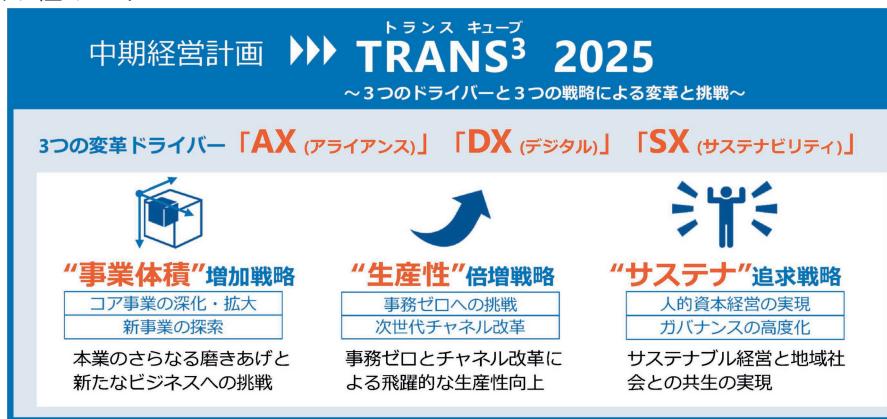
山梨県では、中部横断自動車道の山梨・静岡間全線開通や、今後予定されているリニア中央新幹線の開業など、経済発展を力強く後押しする交通インフラの整備・拡充が進んでいます。これにより、県内への物流拠点の設置や転入者の増加など、地域経済へのプラス効果が表れています。

一方で、新型コロナウイルス感染症などの影響により、観光業や飲食業などをはじめ、多くの地域産業で厳しい状況が継続しています。

金融界においては、マイナス金利政策の長期化による貸出金や有価証券運用の利回り低下、規制緩和による異業種からの参入、少子高齢化と人口減少に伴う顧客基盤の縮小、キャッシュレス社会の進展などに加え、同感染症の影響など、これまでに経験したことのない厳しい経営環境にあります。

こうした環境変化のなかで、当行が対処すべき喫緊の課題は、コロナ禍を乗り越え、持続可能な地域社会を実現すること、及び当行自身の持続可能なビジネスモデルを構築することです。

これらの課題解決に向けて、当行では2022年度からの3年間、新中期経営計画「TRANS³ 2025」に取り組めます。



計画では、「アライアンス (=A)」、「デジタル (=D)」、「サステナビリティ (=S)」の3つの変革ドライバーと、以下の3つの戦略により、当行自身の変革「トランスフォーメーション (=X)」に向けて挑戦していきます。

“事業体積”増加戦略：本業のさらなる磨きあげと新たなビジネスへの挑戦によるトップライン収益の増強

“生産性”倍増戦略：営業店・本部の事務ゼロ化に向けた施策と対面・非対面のチャネル改革による飛躍的な生産性向上

“サステナ”追求戦略：人的資本経営とガバナンスの高度化、脱炭素に向けた取組みなどによるサステナブル経営と地域社会との共生の実現

これらの取組みを通して、地域社会の繁栄と経済発展に貢献できますよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	2,924,029	2,977,393	3,390,024	3,460,512
定期性預金	1,070,422	1,052,185	1,065,650	1,046,226
そ の 他	1,853,607	1,925,208	2,324,373	2,414,286
貸 出 金	1,710,891	1,808,232	1,992,491	2,054,575
個人向け	402,510	417,698	425,200	435,465
中小企業向け	644,937	666,091	761,605	810,775
そ の 他	663,443	724,442	805,686	808,335
商品有価証券	—	—	8	—
有 価 証 券	1,138,015	1,225,717	1,311,698	1,413,179
国 債	353,225	314,319	331,473	317,373
地 方 債	185,652	268,783	345,019	359,125
そ の 他	599,136	642,613	635,206	736,679
総 資 産	3,482,740	3,513,527	4,184,346	4,464,545
内国為替取扱高	14,069,218	13,805,389	14,075,995	14,805,104
外国為替取扱高	704百万ドル	868百万ドル	1,223百万ドル	896百万ドル
経 常 利 益	6,520	5,844	5,388	5,731
当 期 純 利 益	4,494	3,430	2,655	3,810
1株当たり当期純利益	134円 72銭	106円 08銭	83円 29銭	119円 24銭

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
 3. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。1株当たり当期純利益は、2018年度の期首に当該併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	52,353	44,878	49,602	46,310
経常利益	7,458	6,726	6,229	6,624
親会社株主に帰属する当期純利益	4,908	3,764	3,090	4,241
純資産額	222,388	199,661	221,439	211,494
総資産	3,480,808	3,511,412	4,185,672	4,469,779

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 投資信託の解約・償還に伴う利益又は損失については、従来、個別取引毎に、利益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、2020年度より、各年度末時点で利益が損失を超過している場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失が利益を超過している場合は「その他業務費用」に含めて表示しており、2019年度の経常収益については計数の組替えを行っております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,660人
平均年齢	38年11月
平均勤続年数	15年7月
平均給与月額	390千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均金額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

				当 年 度 末	
山	梨	県		75店	うち出張所 (2)
東	京	都		16店	(一)
神	奈	川	県	1店	(一)
合			計	92店	(2)

- (注) 1. 山梨県内75店のうち13店は店舗内店舗方式（ランチ・イン・ランチ方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては62店となっております。
2. 上記のほか、店舗外現金自動設備等を以下のとおり設置しております。

				当 年 度 末	
店舗外現金自動設備				119か所	
共	同	A	T M	49,969か所	
		株	式 会 社 セ ブ ン 銀 行	24,368か所	
		株	式 会 社 イ ー ネ ッ ト	12,100か所	
		株	式 会 社 ロ ー ソ ン 銀 行	13,501か所	
合			計	50,088か所	

ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. 店舗の廃止
該当ありません。
2. 店舗外現金自動設備の新設
該当ありません。
3. 店舗外現金自動設備の廃止（19か所）
美術館通り、くろがねや住吉、千塚、山梨病院、塩山市民病院、双葉、高根、国立甲府病院、東京エレクトロン総合研究所、道の駅富士吉田、オギノリバーシティ、身延町役場、東京エレクトロン、イーアス高尾、おかじま都留食品館、富士川町役場、岡島、村山、山梨学院大学
4. 店舗内店舗方式（ランチ・イン・ランチ方式）による移転
該当ありません。
5. 海外駐在員事務所の廃止（1か所）
香港駐在員事務所

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名または名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
i Bankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,493
---------	-------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	635
寮 建 設	388
店 舗 建 替 等	277
リ ー ス 資 産	46

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な設備の処分・除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山梨中央保証株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	信用保証業務等	20百万円	99.65%	—
山梨中銀リース株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	リース業務等	20百万円	35.25%	—
山梨中銀ディーシー カード株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	クレジットカード業務等	20百万円	30.25%	—
山梨中銀経営コンサル ティング株式会社	山梨県甲府市 丸の内一丁目20番8号	総合コンサルティング業 務、ベンチャーキャピ タル業務等	100百万円	45.00%	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記4社は、連結子会社及び子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同A T Mによる現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
6. 株式会社ビューカードとの提携により、駅構内等に設置された現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、ショッピングセンター等の店舗内に設置されたイオン銀行の現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社静岡銀行との間で、「包括業務提携契約」（静岡・山梨アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
進 藤 中	取 締 役 会 長	—	—
関 光 良	代 表 取 締 役 頭 取 監 査 担 当	—	—
古 屋 賀 章	代 表 取 締 役 専 務 人 事 ・ 経 営 管 理 担 当	—	—
田 中 教 彦	常 務 取 締 役 経 営 企 画 ・ 総 務 ・ 市 場 国 際 担 当	—	—
古 屋 文 彦	常 務 取 締 役 融 資 審 査 ・ 事 務 統 括 ・ シ ス テ ム 統 括 ・ 業 務 集 中 担 当	—	—
山 寺 雅 彦	常 務 取 締 役 営 業 統 括 ・ 営 業 推 進 企 画 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 営 業 ・ 西 東 京 コ ン サ ル テ ィ ン グ 営 業 担 当	—	—
増 川 道 夫	取 締 役 (社 外 役 員)	一般社団法人CRD協会 代表理事会長	(注1)
加 野 理 代	取 締 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
市 川 美 季	取 締 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
小 俣 晃	常 勤 監 査 役	—	—
浅 井 仁 広	常 勤 監 査 役	—	(注2)
堀 内 光 一 郎	監 査 役 (社 外 役 員)	富士急行株式会社 代表取締役社長	—
永 原 義 之	監 査 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
水 谷 美 奈 子	監 査 役 (社 外 役 員)	—	(注1、3)

- (注) 1. 取締役 増川道夫氏、加野理代氏及び市川美季氏、監査役 永原義之氏及び水谷美奈子氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役 浅井仁広氏につきましては、経営企画部門にて長年にわたり財務・会計業務に携わる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 水谷美奈子氏につきましては、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

当行は、執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
赤池浩一	常務執行役員 市場国際部長
小池幹彦	常務執行役員 富士吉田・忍野エリア吉田支店長兼竜ヶ丘支店長
佐藤秀樹	常務執行役員 本店営業部エリア本店営業部長
降矢結城	常務執行役員 八王子支店長
内藤哲也	常務執行役員 東京支店長
巽賢司	執行役員 営業統括部長
石橋弘基	執行役員 経営管理部長
米山忠宏	執行役員 西東京コンサルティング営業部長
加藤耕一郎	執行役員 人事部長
瀧本匡史	執行役員 監査部長
伊藤直樹	執行役員 融資審査部長
齋藤亮	執行役員 荊崎・須玉・武川エリア荊崎支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

A. 基本方針

取締役の報酬等は、地域社会の繁栄と経済発展に寄与するとともに、健全な経営姿勢を堅持し、経営内容の充実に努める当行役員の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

B. 決定方針の決定方法

決定方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、取締役会の決議により決定しております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当行におけるコーポレート・ガバナンスの充実に図るために設置された取締役会の諮問機関であり、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

現在、その構成員は、独立社外取締役3名、社内取締役2名であり、委員長は独立社外取締役が務めております。

C. 決定方針の内容の概要

a. 報酬等の体系

対象者	金銭報酬		非金銭報酬
	固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	基本報酬	役員賞与金	譲渡制限付株式報酬
社外取締役、監査役	基本報酬	—	—

基本報酬、役員賞与金及び譲渡制限付株式報酬は、別途定める内規・規定に基づき、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲において、支給対象者の役位及び職責に応じて、「職員の給与」、「他行等業界水準」、「社会的水準」、「当該事業年度の業績」、「経験」等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、取締役に対しては取締役会の決議により、監査役に対しては監査役の協議により、各々の報酬額を決定しております。

このうち、譲渡制限付株式報酬は非金銭報酬であり、当行の取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、株式の交付日から取締役を退任する日までの期間を譲渡制限期間とする内容となっております。

取締役（社外取締役を除く）の固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬（役員賞与金）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の支給割合（目標を達成した場合）は、次のとおりです。

固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬 = 73.7 : 13.5 : 12.8

b. 業績連動報酬の内容

取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与金は、業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、各事業年度の最終利益にコミットする観点から、「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた報酬枠の範囲内で支給額を決定いたします。目標となる業績指標とその値等は、中期経営計画の策定等にあわせ、都度見直しを行う予定であります。

なお、当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績は42億円となりました。

2022年6月に支給予定の役員賞与金の報酬枠

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
～10億円以下	一百万円
10億円超～20億円以下	15百万円
20億円超～35億円以下	22.5百万円
35億円超～50億円以下	30百万円
50億円超～65億円以下	37.5百万円
65億円超	45百万円

D. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について上記基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。取締役会は、基本的に指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、上記基本方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬、役員賞与金は、2011年6月29日開催の第108期定時株主総会で決議されており、取締役の報酬額の総額を年額300百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数13名）、監査役の報酬額の総額を年額70百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数5名）としております。また、「非金銭報酬」である譲渡制限付株式報酬は、2020年6月24日開催の第117期定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額70百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数9名）、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の総数の上限を150千株としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	12人	229	176	24	28
監査役	5人	57	55	2	—
計	17人	287	232	26	28

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記の支給人数には、2021年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等 7百万円（うち報酬以外の金額 1百万円）
 4. 2021年5月12日開催の取締役会において、指名・報酬諮問委員会からの答申を経て、取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与金の支給額算定方法を「業績連動型」に変更することを決議いたしました。また、取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与金の支給額算定方法を「業績連動型」に変更したことに伴い、社外取締役および監査役については、その役割の違いを踏まえ、役員賞与金を廃止いたしました。「業績連動報酬」には、変更前の役員賞与引当金の繰入額（取締役 7百万円 監査役 2百万円）を含んでおります。
 5. 「非金銭報酬」は譲渡制限付株式報酬であります。（支給人数 6名）

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
増川道夫	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
加野理代	
市川美季	
堀内光一郎	
永原義之	
水谷美奈子	

(注) 責任限定契約は、社外取締役及び社外監査役と締結しております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当行、取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意または重過失に起因して生じた損害は補填されない等の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
増川道夫	一般社団法人CRD協会 代表理事長	同協会と通常の営業取引があります。(注)
堀内光一郎	富士急行株式会社 代表取締役社長	同社と通常の営業取引があります。

(注) 同協会に対し、年会費等を3百万円程度支払っておりますが、当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に定める多額の取引には該当いたしません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
増川道夫	6年9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 6回開催 6回出席	日本銀行の支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性及び豊富な知識と実務経験に基づく視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から金融・企業経営等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。審議の充実等に主導的な役割を果たすと共に、豊富で優れた知見を発揮しております。
加野理代	6年9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 6回開催 6回出席	弁護士としての専門的知識・豊富な経験を活かした視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から法務・ガバナンス等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。活発な審議に参画すると共に、豊富で優れた知見を発揮しております。
市川美季	1年9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 6回開催 6回出席	地方行政に関する豊富な経験と山梨県の幹部職員として培われた幅広い知見に基づく視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から地域貢献・組織の活性化等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。活発な審議に参画すると共に、豊富で優れた知見を発揮しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
堀内光一郎	9年9ヶ月	取締役会 14回開催 13回出席 監査役会 11回開催 11回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。
永原義之	1年9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 監査役会 11回開催 11回出席	金融業界に携わられた豊富な経験や企業経営に関する幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。
水谷美奈子	1年9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 監査役会 11回開催 11回出席	税理士としての専門的知識・豊富な経験を活かし、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第32条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	28 (1)	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「銀行からの報酬等」の()内は、報酬以外の金額(うち書)であります。
 3. 「銀行からの報酬等」のうち、役員賞与引当金の繰入額 取締役 0百万円 監査役 0百万円

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	79,600千株
	発行済株式の総数	32,783千株
(2) 当年度末株主数		7,523名
(3) 大 株 主		

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,651 千株	11.41 %
山梨中央銀行職員持株会	1,339	4.18
明治安田生命保険相互会社	1,209	3.78
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	970	3.03
株式会社三菱UFJ銀行	716	2.24
学校法人帝京大学	629	1.96
株式会社シティインデックスイレブンス	615	1.92
富国生命保険相互会社	600	1.87
富士急行株式会社	531	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	501	1.56

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当行は、自己株式を807千株保有しておりますが、上記の所有株式数上位10名から除外してあります。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (社外役員を除く。)	6人	普通株式 34,400株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 園生 裕之 指定有限責任社員 畑中 建二	66	(注2、3)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別・従事者別監査時間及び報酬単価の精査を通じて、「報酬見積り」の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性を検証いたしました。さらに、過年度の監査計画と実績の状況も確認いたしました。これらにつき検証した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 会計監査人に対して報酬等を支払った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容は、不祥事件防止に係る高度化サービス業務であります。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
5. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 66百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の品質管理、会計監査人としての内部統制に問題があり、監査の相当性に大きな疑義が生じた場合等には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、その決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

第119期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	895,500	預当座預金	3,460,512
現金預け	70,026	当座預金	115,229
預入金	825,474	普通預金	2,191,218
買入金債	11,456	貯蓄預金	18,942
金の債権	5,000	通知預金	1,035
有価証券	1,413,179	定期預金	1,046,226
国債	317,373	その他の預金	87,859
地方債	359,125	譲渡性預金	56,624
株式債	133,541	債券借取引受入担保	70,969
その他の証券	57,376	借入金	628,589
貸出金	545,761	外国為替	628,589
形付付越替	2,054,575	未払外為替	984
手形貸付	3,156	未決の他負債	586
引当金	52,636	未決の他負債	397
書庫貸付	1,867,955	未決の他負債	30,444
座貸越	130,827	未決の他負債	32
外国為替	5,938	未決の他負債	185
外国他店預け	5,938	未決の他負債	722
その他資産	46,003	未決の他負債	611
未決済為替	4	未決の他負債	5,015
前払費用	369	未決の他負債	594
未収収益	3,002	未決の他負債	23,282
商品品入金	190	賞与引当金	1,600
中央清算機関差入証拠金	40,000	睡眠預金	26
その他の資産	2,436	偶発負債	121
有形固定資産	21,885	繰延税金	4,263
建物	8,752	支弁の部	7,087
土地	10,867	負債の部合計	4,261,426
リース資産	480	(純資産の部)	
建設仮勘定	1	資本剰余金	15,400
その他の有形固定資産	1,783	利益剰余金	8,287
無形固定資産	2,980	利益剰余金	8,287
ソフトウェア	2,202	利益剰余金	163,896
リース資産	14	利益剰余金	9,405
ソフトウェア仮勘定	500	利益剰余金	154,490
その他の無形固定資産	264	利益剰余金	193
前払年金費用	10,637	固定資産圧縮立	148,601
支払承諾見返金	7,087	別途積立	148,601
貸倒引当金	△9,700	繰越利益剰余金	5,696
資産の部合計	4,464,545	自己株式	△1,163
		株主資本合計	186,420
		その他の有価証券評価差額金	16,588
		評価・換算差額等合計	16,588
		新株予約権	109
		純資産の部合計	203,118
		負債及び純資産の部合計	4,464,545

第119期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	運出証券の引当金	27,833
資 産	貸有預金の受取利息	16,959
	貸有預金の受取利息	9,801
	貸有預金の受取利息	1
	貸有預金の受取利息	971
	貸有預金の受取利息	100
役 務	その受託業務の引当金	9,530
そ の	他の業務の引当金	1,720
そ の	他の業務の引当金	7,810
経 常	その他の業務の引当金	544
	その他の業務の引当金	0
	その他の業務の引当金	526
	その他の業務の引当金	17
	その他の業務の引当金	3,139
	その他の業務の引当金	2,330
	その他の業務の引当金	809
経 常	運用費用	401
資 産	預金	296
	預金	3
	預金	△12
	預金	75
	預金	1
役 務	その受託業務の引当金	35
そ の	他の業務の引当金	2,713
そ の	他の業務の引当金	612
営 業	その他の業務の引当金	2,101
	その他の業務の引当金	5,506
	その他の業務の引当金	113
	その他の業務の引当金	3,586
	その他の業務の引当金	1,767
	その他の業務の引当金	38
	その他の業務の引当金	25,584
	その他の業務の引当金	1,110
	その他の業務の引当金	496
	その他の業務の引当金	321
	その他の業務の引当金	6
	その他の業務の引当金	285
経 常	特別利益	5,731
特 殊	特別利益	42
	特別利益	645
	特別利益	413
	特別利益	232
税 法	法人税	1,171
法 法	法人税	146
当 期	法人税	5,128
	法人税	1,318
	法人税	3,810

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社 山梨中央銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山梨中央銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社から定期的に事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等並びに有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備し、運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社山梨中央銀行 監査役会

常勤監査役	小 俣 晃	㊤
常勤監査役	浅 井 仁 広	㊤
社外監査役	堀 内 光 一 郎	㊤
社外監査役	永 原 義 之	㊤
社外監査役	水 谷 美 奈 子	㊤

第119期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	895,501	預 渡 性 預 金	3,459,276
買 入 金 銭 債 権	14,309	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	50,424
金 銭 の 信 託	5,000	借 用 金	70,969
有 価 証 券	1,414,602	外 国 為 替	629,080
貸 出 金	2,049,047	そ の 他 負 債	984
外 国 為 替	5,938	賞 与 引 当 金	33,706
そ の 他 資 産	55,682	役 員 賞 与 引 当 金	1,635
有 形 固 定 資 産	22,021	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	30
建 物	8,752	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11
土 地	10,867	偶 発 損 失 引 当 金	202
建 設 仮 勘 定	1	繰 延 税 金 負 債	121
その他の有形固定資産	2,400	支 払 承 諾	4,754
無 形 固 定 資 産	3,033	負 債 の 部 合 計	7,087
ソ フ ト ウ ェ ア	2,266	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	500	資 本 金	15,400
その他の無形固定資産	266	資 本 剰 余 金	8,398
退職給付に係る資産	8,361	利 益 剰 余 金	170,037
繰 延 税 金 資 産	900	自 己 株 式	△1,163
支 払 承 諾 見 返	7,087	株 主 資 本 合 計	192,673
貸 倒 引 当 金	△11,707	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,257
資 産 の 部 合 計	4,469,779	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,583
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	15,674
		新 株 予 約 権	109
		非 支 配 株 主 持 分	3,036
		純 資 産 の 部 合 計	211,494
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,469,779

第119期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		46,310
資金運用収益	27,774	
貸出金利息	16,945	
有価証券利息配当金	9,754	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	972	
その他の受入利息	100	
役務取引等収益	10,602	
その他業務収益	4,711	
その他経常収益	3,221	
経常費用		39,686
資金調達費用	370	
預金利息	296	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△12	
債券貸借取引支払利息	75	
借入金利息	6	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	2,377	
その他業務費用	9,135	
営業経費用	26,679	
その他経常費用	1,123	
貸倒引当金繰入額	490	
その他の経常費用	633	
経常利益		6,624
特別利益		42
固定資産処分益	42	
特別損失		645
減損損失	413	
固定資産処分損	232	
税金等調整前当期純利益		6,021
法人税、住民税及び事業税	1,484	
法人税等調整額	143	
法人税等合計		1,627
当期純利益		4,393
非支配株主に帰属する当期純利益		152
親会社株主に帰属する当期純利益		4,241

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社 山梨中央銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山梨中央銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備し、運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社山梨中央銀行 監査役会

常勤監査役	小 俣 晃	㊟
常勤監査役	浅 井 仁 広	㊟
社外監査役	堀 内 光 一 郎	㊟
社外監査役	永 原 義 之	㊟
社外監査役	水 谷 美 奈 子	㊟

以 上

(ご参考)

山梨中央銀行のSDGs/ESGの取組み

SDGs委員会の設置

地域における課題は多岐にわたり、その課題解決にあたっては、多面的かつ専門的な検討が不可欠であることから、本部各部の知見や人的ネットワークを組織横断的に活用するため、2021年4月に「SDGs委員会」を設置いたしました。地域課題の解決や「山梨中央銀行グループSDGs宣言」に掲げる重点推進項目に対応した、SDGsに係る各部横断的に取り組むべき施策について協議・検討し、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

マテリアリティの特定

サステナビリティ経営の高度化に向けて、取り組むべき6つのマテリアリティを特定しました。

ESG	マテリアリティ	概要
E	豊かな自然環境の維持と将来への継承	当行の脱炭素に向けたCO ₂ 削減の取組みを進めるとともに、環境関連商品・サービス・情報の提供を通じて地域社会の環境配慮への取組みを支援する
S	さまざまな連携強化と地域経済の活力向上	他行や産学官などとの連携を強化しながら、事業活動を通じた地域社会や産業の活性化支援と、山梨の魅力ある資源の発信によって、持続可能な地域社会の繁栄と地域経済発展に貢献する
	DXの実現と地域社会のデジタル化	デジタル技術を駆使した当行自身の変革と、そのノウハウを地域企業に還元することにより、地域社会全体のデジタル化の実現をけん引する
	質の高いUI/UXを通じた共通価値の創造	地域に根ざし、お客さまのニーズに合った上質なサービスを提供することで、顧客価値を創造するとともに、当行の経済価値創出につながる新たなサービス・ビジネスモデルを構築する
G	多様な人材の成長と活躍を支える組織づくり	高い専門性を有した行員を育成するとともに、多様な人材が、互いに認め合い活躍できる職場環境を構築することで、働きがいのある組織風土を醸成する
	コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化	経営の健全性・透明性を確保し、あらゆるステークホルダーの皆さまからの信頼確立のために、組織体制の構築、情報開示の充実およびステークホルダーの皆さまとの対話に取り組む

気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同

気候変動がお客さまや当行に及ぼすリスク及び機会を分析・評価し、地域の環境課題解決に貢献するため、2021年11月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言」に賛同いたしました。今後は、気候変動に関連する情報開示の充実を図ってまいります。

持続可能な社会の実現に向けた目標の設定

SDGsのゴールである2030年度に向けて地域社会の持続的発展を実現するため、サステナブルファイナンス目標及びCO₂排出量削減目標を設定いたしました。

サステナブルファイナンス目標	8,000億円以上(うち環境ファイナンス4,000億円以上)
CO ₂ 排出量削減目標	2030年度までに2013年度比60%削減

1. 環境負荷低減に向けた推進



・「リサイクルトイレットペーパー」を贈呈

環境負荷低減と地域社会貢献への取組みの一環として、山梨県内の特別支援学校14校へ、当行内の紙文書を再生利用した「リサイクルトイレットペーパー(5,000ロール)」を贈呈いたしました。



2. 持続可能な地域経済の発展



・SDGs関連融資商品・サービスの取扱い

2021年2月から、SDGsの目標達成に資する取組みを積極的に行っている企業にご利用いただける「山梨中銀SDGs応援ローン」及び「寄付オプション付私募債『山梨中銀SDGs私募債』」を取り扱っております。

また、2021年12月から、企業が定めたSDGs/ESGに関連する定量的・野心的な取組目標の達成状況に応じて、金利などの融資条件が変動する「山梨中銀サステナビリティ・リンク・ローン」の取扱いを開始いたしました。その他のサービスとして、SDGsに関するコンサルティング支援にも取り組んでおります。



3. 多様な人材の活用



・人材・働き方の多様性への取組み

2021年10月に新人事制度を導入するなかで、ダイバーシティ&インクルージョンの推進により人材・働き方の多様性の確保に取り組んでおります。

このようななかで、多様な働き方として、在宅勤務制度や副業制度を導入しております

また、公募によるメンバーで組織横断的に構成されたダイバーシティ推進チームでは、女性の活躍推進をはじめとした職員一人ひとりのやりがい・働きがいの醸成に向けた各種課題、施策に取り組んでおります。



政策保有株式の縮減に関する取組み

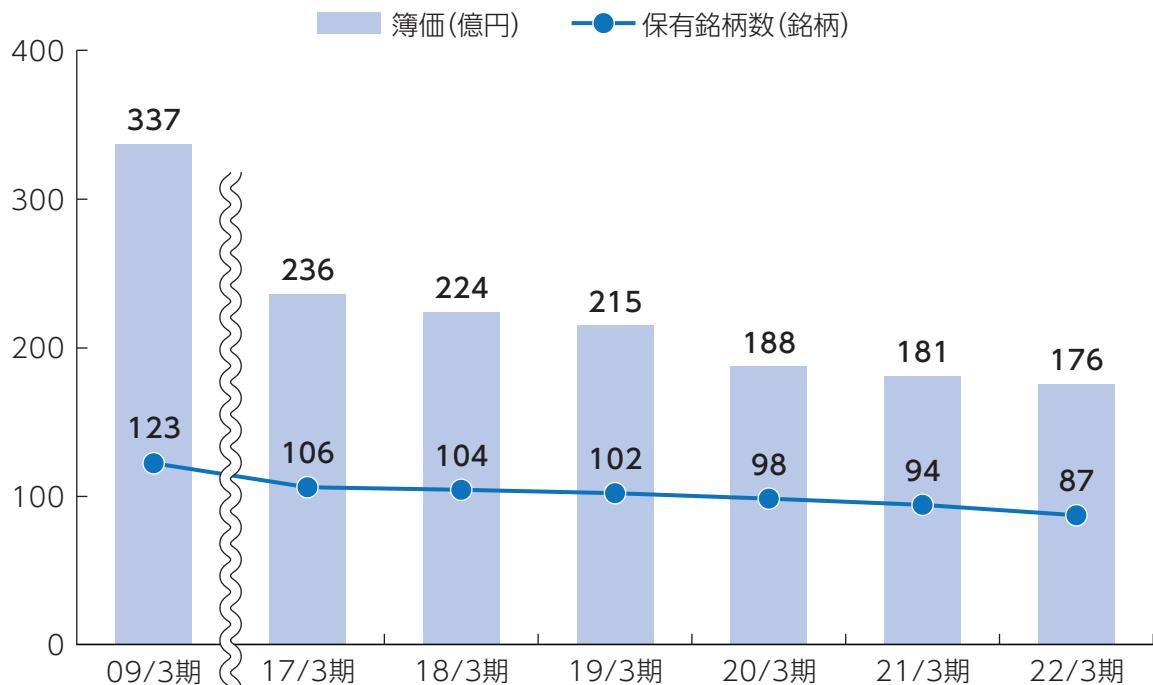
株式の政策保有に関する方針

当行は、原則として政策保有株式の縮減を図ってまいります。ただし、地域経済発展への寄与や取引関係の強化等、当行及び取引先等の中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合において、限定的に保有いたします。

取締役会は、株式の価格変動リスクや資本の効率的な運用等の経済合理性(RORA等)を踏まえ、個別銘柄毎の保有意義を定期的に検証いたします。

検証の結果、保有の妥当性が認められない株式については、取引先等との十分な対話を経たうえで、縮減を図ります。

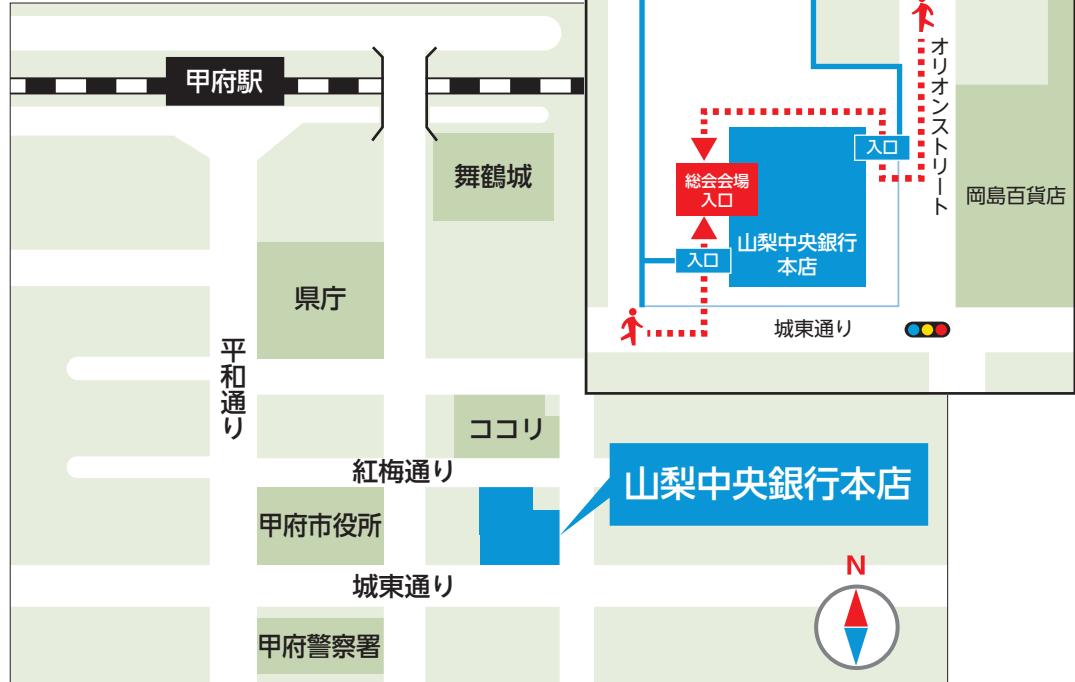
政策保有株式の状況



株主総会会場ご案内図

所在地

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
J R 甲府駅南口より徒歩約15分



お願い

駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。

株主の皆さまへ

株式会社 山梨中央銀行

第119期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当行第119期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたします。

株主の皆さまにおかれましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を事前に行使していただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討いただければ幸いです（議決権行使につきましては、招集ご通知2頁から4頁をご参照願います）。

株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

当行の対応について

- 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- 役員および株主総会の運営スタッフは、事前に検温を実施し体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 受付等にアルコール消毒液を設置いたします。

株主さまへのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主さまにおかれましては、感染の回避をご優先いただきたく、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

ご来場される株主さまへのお願い

- ご来場される株主さまにおかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用およびアルコール消毒液のご使用にて感染予防にご配慮いただけますようお願い申し上げます。
- 会場入口では、サーモグラフィ等にて体温を計測させていただきますので、ご入場までにお時間をいただく場合がございます。また、発熱が確認された株主さま、あるいは体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声掛けさせていただきます、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主さまの安全を第一に考え、座席間隔を広く取らせていただくため、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

※ 今後の状況により、株主総会の運営に変更等が生じる場合には、当行ホームページ（<https://www.yamanashibank.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以 上